

## 第2部 震災予防



# 第1章 地震災害に強い施設等の整備

地震災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止し、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。本章では、このような地震災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

## 第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進

【関係機関：鹿児島県】

【十島村：土木交通課・総務課】

### 第1 地震土砂災害の防止対策

1 急傾斜地崩壊防止対策(急傾斜地の崩壊に関する災害の防止に関する法律：昭和44年7月1日制定)

(1) 危険箇所の実態調査及び県指定の促進

ア 斜面崩壊の危険性のある箇所について、実態調査を行って現状を把握し、今後の対策等について検討する。

イ 危険性の高い箇所については、県の指定を受け防止対策が実施されるよう、地元との調整を図る。

(2) 点検パトロールの実施

梅雨時期前等に危険箇所のパトロールを行い、災害を未然に防止するための適切な対策を講じる。

(3) 宅地開発における防災指導の強化

斜面崩壊等の発生し易い地域における宅地開発に際しては、宅地造成等規制法、建築基準法、都市計画法、基本法、土地利用対策要綱等により災害防止の措置に係る指導や監督を強化する。

2 地すべり防止対策

(1) 地すべり面対策等の促進

地すべりを起こしている区域(以下「地すべり区域」という。)または地すべりを起こすおそれの極めて大きい区域について、県の指定を受け防止対策が実施されるよう地元との調整を図る。

(2) 警戒・避難体制の整備

過去に発生した地すべり等の土砂災害発生時の時間雨量、地下水位の変動量、地盤の変動量、研究機関の成果等を参考として、避難勧告等に基準を検討し警戒・避難体制の整備を行う。

3 土石流災害防止対策

(1) 危険流域の実態調査及び県指定の促進

- ア 危険渓流について、実態調査及びパトロールを実施し現状把握に努める。
- イ 危険性の高い未指定渓流については、県の指定を受け防止対策が実施されるよう要請する。

(2) 砂防事業の推進

- ア 県が実施する砂防事業が円滑に進むよう協力するとともに、砂防指定区域内における制限行為についての遵守に努める。
- イ 土石流危険渓流に指定されている渓流や崖地の付近において災害防止対策工事の施工に協力し、災害防止に努める。

(3) 警戒・避難体制の整備

過去に発生した土石流等の土砂災害発生時の時間雨量、研究機関の成果等から協議設定された土石流警戒・避難基準雨量等を参考として、避難の雨量基準を検討し警戒・避難体制の整備を行う。

4 山地災害防止対策

- (1) 危険区域について調査パトロールを実施し、その実態を十分に把握するとともに、必要に応じ山地災害防止するための適切な対応を講じる。

(2) 治山事業の推進

- ア 崩壊、土砂流出等を防止するため、森林整備事業の推進に努める。
- イ 復旧治山、予防治山について関係機関に協力要請し、土地所有者の理解を得て事業の推進に努める。
- ウ 保安林整備の充実を図るとともに、地域住民の協力を得て、その拡大に努める。

5 建築基準法に基づく災害危険区域(急傾斜地崩壊危険箇所と同一区域を指定)

県及び本村は、建築基準法に基づく災害危険区域内における建築に関する制限について条例で定める。

また、山腹や崖地に近接する既存の不適合住宅の移転を促進する。

6 主要交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から、順次、防災工事を実施する。

7 その他の災害危険箇所

各種法令の指定要件に該当しない危険箇所について把握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

8 地震発生時の緊急調査体制

- (1) 実態調査を行う要員を確保し、その早急な動員を要請する。

- (2) 土砂災害の危険性のある斜面や溪流等の実態調査を行って現状を把握する。
- (3) 危険性の高い箇所については、県及び関係機関に要請する。
- (4) 災害の危険性について住民に周知するとともに、情報の収集及び伝達体制を整備し、避難情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。

## 9 災害危険箇所の警戒避難体制の整備強化

土砂災害のおそれのある区域について、危険箇所の周知、土砂災害への警戒避難体制の確立等を県と連携して推進する。

### (1) 災害危険箇所の警戒の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合には、早めに避難できるように心がける。

なお、大雨警報(土砂)、土砂災害警戒情報などの防災気象情報が発表された場合には、災害危険箇所のある地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移行できる体制を確立しておく。

### (2) 避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

人家等に被害を与えるおそれがある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難所、避難経路、避難方法を定めた避難計画を作成するよう努める。

### (3) 避難計画の整備

災害危険箇所等の住民を対象に、下記の内容の避難計画を作成する。

#### ア 災害危険箇所の概況

該当地区の世帯数、人口及び要配慮者の状況、福祉施設等の状況把握に努める。

#### イ 住民への情報伝達方法の整備

存防災行政無線のほか、緊急速報メール、防災メール、ラジオ、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備しておく。

#### ウ 避難場所、避難所及び避難路の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮し災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。また、避難路については、途中にがけ崩れや洪水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。

また、指定緊急避難場所や指定避難所における住民の世話人を配備する等の措置を講じる。

#### エ 避難誘導員等の指定

消防団員や自主防災組織のリーダー等、避難する際の誘導員を定め、特に、地域の老人等の要配慮者については、誘導担当者を定めておく等の措置を講じる。

#### オ 住民の自主的避難の指導

土砂災害の発生のおそれがある場合の住民の自主的避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて指導に努める。避難対象地区内の住民避難は、隣保協同の精神に基づいて組織された自主防災組織等により地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

このため、村及び各防災機関は協力して、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

#### カ 避難訓練の実施

村及び各防災機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分な連携をとりつつ、適宜、土砂災害を想定した避難訓練を実施するように努める。

## 第2 液状化防止対策

地震等の液状化対策として、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を引き続き行っていく。

### 1 地盤改良の推進

#### (1) 地盤改良の推進

地域開発等にあつては、地盤が軟弱である場合は、地盤改良等の推進を図る。

#### (2) 構造的対策の推進

県・村の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化等の補強対策を実施する。

### 2 液状化対策手法の周知

液状化対策に関し住民・事業所等に対して周知・広報等を行っているが、将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれらへの技術的対応方法等については、住民や関係方面の周知に努める。

### 3 危険地区の概要

#### 【土石流危険渓流】

土石流の発生する危険性があり、人家5戸以上等に被害を及ぼすおそれのある渓流(土石流危険渓流Ⅰ)に加え、人家戸数5戸未満(土石流危険渓流Ⅱ及び土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ)も含めた渓流。

#### 【急傾斜地崩壊危険箇所】

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地において、がけ崩れの発生する危険性があり、人家5戸等に被害の及ぼす恐れのある箇所(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)に加え、人家5戸未満(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ及び急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ)も含めた箇所。

- (1) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ  
被害想定区域内に人家が5戸以上等ある箇所。(5戸未満であっても官公署、学校、診療所、社会福祉施設等、要配慮者関連施設等は対象とする。)
- (2) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ  
被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所
- (3) 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ  
被害想定区域内に人家がない場合でも、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所
- 【地すべり危険箇所】  
地すべりの発生するおそれのある箇所で地すべり等防止法第51条に基づく国土交通大臣所管になりうる箇所
- 【山地災害危険地区】  
山腹の崩壊、土砂の流出等が現に発生し、または発生する危険があり、人家1戸以上または公共施設(官公署・学校・診療所・道路)に直接被害を与える恐れがある地区

#### 指定危険区域の現況

土石流危険渓流				急傾斜地崩壊危険箇所				地すべり危険箇所	合計
I	II	III	計	I	II	III	計		
5	3	0	8	11	7	0	18	0	26

## 第2節 防災構造化の推進

【関係機関：鹿児島県】

【十島村：土木交通課】

村の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進する。また、個々の災害危険箇所等に対する対策と同時に土地利用の規制といった防災対策を進めていく必要がある。

### 第1 防災的土地利用の推進

#### 1 新規開発に伴う指導・誘導

##### (1) 新規開発に伴う指導・誘導の実施方策

県及び村は、新規開発等の事業に際して、以下の各種法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に、低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

##### ア 建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第39条により指定された災害危険区域については、建築を制

限し、災害防止に努める。

#### イ 危険住宅の移転促進

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転促進を図る。

## 第2 建築物の不燃化の促進

### 1 建築物の不燃化の促進

大規模な地震に伴う火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、耐火建築物または防火建築物の建築を推進する。

### 2 消防水利・耐震性貯水槽等の整備

消防力の整備指針等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、予想される地震火災に対応できるよう、各種事業により街区における耐震性貯水槽等消防水利の整備を推進する。

### 3 その他の地震火災防止事業

地震時の建物やブロック塀等の倒壊を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、防災拠点施設の整備を進め、地震火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

## 第3 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

### 1 擁壁の安全化

道路部において擁壁を設置する場合は、設計時に地震時の安全性を考慮しているが、道路防災総点検等を行い、その結果に基づき、必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合には、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

### 2 ブロック塀等の安全化

建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補修等の改修の指導推進に努める。

### 3 屋外広告物に対する規制

県は、掲出許可基準において「構造及び設置方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼす恐れのない物であること。」と定め、一定以上の広告物については、広告物について一定の資格、技術及び知識を有する者を管理者として設置することを義務付けている。また、建築基準法等他の法令の適用を受ける屋外広告物について、その基準の遵守・徹底を図るとともに、地震時の倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い村街地については、特に設置者に対する点検・指導に努める。



#### 4 自動販売機の転倒防止

自動販売機の普及に合わせて、地震時の転倒による人的被害や応急活動の障害となることが指摘されている。設置者においては、道路上の違法設置の撤去をはじめ、基礎部分のネジ止め等の転倒防止措置を徹底することによる安全化を図る。

## 第3節 建築物災害の防災対策の推進(耐震診断・耐震改修の促進)

【関係機関：各関係機関】

【十島村：土木交通課・教育総務課・総務課】

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

### 第1 公共施設及び防災基幹施設の耐震診断・耐震改修の促進等

#### 1 公共施設等の重点的な耐震診断・耐震改修の実施

庁舎、警察、消防等の施設、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校、公民館などは、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、これらの防災拠点施設や公共施設等のうち、新耐震基準（平成7年及び12年改正、新耐震設計法による改正）によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の促進に努める。

また、大規模災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

### 第2 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等

#### 1 防災指導等による不燃化、耐震性の確保

一般建築物の不燃化、耐震改修・安全化等の促進の指導に努める。

##### (1) 一般建築物に対する防災指導

###### ア 建築確認審査等による指導・誘導

特定行政庁である県は、建築確認審査及び完了検査を通して、建築物や敷地等が安全となるよう、建築基準法等に基づき指導を行う。

###### イ 建築規制の指導・強化

災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域)内の既存建築物に対する防災指導を実施するとともに、住居の用に供する建築物の建築を制限し、災害を未然に防止する。

###### ウ 危険予想地域内建築物の安全措置の指導

がけ崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置を講ずるよう指導・啓発する。

###### エ 保安上危険な建築物に対する指導

保安上危険(がけ下等)であり、又は衛生上有害である建築物に対し、適正な指導を行う。

(2) 既存建築物に対する耐震改修等指導（品確法性能表示制度平成13年施行）

現行の耐震基準の以前に建築された建築物については、その耐震性が確保されていないものがあることから、建築物の耐震診断・耐震改修の必要性について普及・啓発を図る。また、これら施設に対する災害は、地盤の種別やその液状化の程度にも関係するため、地盤振動や液状化の危険性の高い区域については、特に重点的な耐震性の確保が望まれる。

がけ地の崩壊による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

なお、がけ地に接近した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象とならない住宅に対し、移動促進のための啓発を行う。

2 住民等への意識啓発

住民に対し、以下の意識啓発を実施する。

(1) 耐震診断の必要性の啓発

既存建築物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

(2) 専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

(3) 一般に対する指導啓発内容

ア 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発

イ がけ地近接危険住宅の移転に対する指導

ウ コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

3 特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する診療所、民宿、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、建築物の維持保全の状況等について、所有者又は管理者が建築士等に定期的に調査・検査をさせて、その結果の報告を求める。

また、必要な場合は、県と連携して現地調査を実施し、適正な指導を行い、災害を未然に防止する。

(2) 特殊建物の定期的な防災査察の実施

前期に掲げた特殊建物など不特定多数の者が利用する施設について、「建築物防災週間」に、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全性を確保するため、積極的な指導を推進する。

## 第4節 公共施設の災害防止対策の推進

一般災害対策編 第2部 第1章 第4節「公共施設の災害防止対策の推進」を準用するものとする。

## 第5節 地震防災緊急事業の五箇年計画の推進

### 【関係機関：鹿児島県・十島村】

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、「地震防災対策特別措置法(平成6年6月16日法律第111号)」が制定され、災害対策基本法第40条に規定する都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて五箇年間の計画（地震防災緊急事業五箇年計画）に基づく事業を推進する。

地震防災上特に緊急を要する以下の施設の整備を重点的・計画的に推進する。

### 第1 地震防災緊急事業五箇年計画

#### 1 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法第2条において、知事は、人口や産業の集積等の社会的条件、地域等の自然条件を総合的に勘案して、地震により著しい被害が発生すると見込まれる地区について「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成することができるものと定められている。

#### 2 計画年度

第一次地震防災緊急事業五箇年計画(平成8～12年)

第二次地震防災緊急事業五箇年計画(平成13～17年)

第三次地震防災緊急事業五箇年計画(平成18～22年)

第四次地震防災緊急事業五箇年計画(平成23～27年)

#### 3 対象事業

村が実施する事業については、次の施設等の整備等である。

(1) 避難地

(2) 避難路

(3) 消防用施設

(4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

(5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設  
又は漁協施設

(6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水道管等の公共物件を収容するための施設

(7) 公的医療機関、その他法令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 第7号から第10号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数のものが利用する公的建造物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (12) 海岸保全施設又は河川管理施設
- (13) 砂防施設、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で、地震防災上必要な施設
- (14) 地域防災拠点施設
- (15) 防災行政無線設備その他施設又は設備
- (16) 井戸、貯水槽、水泳プール、自家用発電設備その他の施設又は設備
- (17) 非常食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

## 第6節 地震防災研究の推進

### 【関係機関：鹿児島県・十島村・関係機関】

村及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、地震及び地震防災に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努めるものとする。

#### 1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

地震動や液状化等による被害を軽減し、各種救護活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物・港湾等の耐震性や液状化、機能障害の予測等に関する調査に努める。

#### 2 地域危険度の調査研究

村は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災アセスメント、防災マップ等の作成に努める。

## 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え

地震災害に際して、迅速かつ円滑な震災応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。本章では、このような震災対策への事前の備えについて定める。

### 第1節 防災組織の整備

【関係機関：鹿児島県・十島村社会福祉協議会】

【十島村：総務課・消防団】

地震が発生した場合、人命の損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、水害の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、県、村及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進する。

#### 第1 応急活動実施体制の整備

##### 1 職員の動員・配備体制の強化

職員を地震発生 of 初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。

職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、以下の対策を推進する。

##### (1) 防災活動体制の整備

災害発生時に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災体制、防災施設や設備の使用を含め、事前に各種体制の確立に努める。

##### (2) 初動体制の確立

村災害対本部や初動段階の職員参集基準、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等参集途上での情報収集伝達手段の確保等について、事前に検討しておく。

##### (3) 災害対策本部運営体制の整備

地震災害発生 of 初動期において、速やかに職務に従事、専念できる体制を整えるため、次の対策を推進する。

##### ア 家庭における安全確保対策

職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん家庭にも防災対策を徹底し、被害を最小限にとどめるように努める。

##### イ 災害対策職員用通信手段の確保

災対本部・支部との連絡体制を確立するため、携帯電話等の通信手段等の

拡充を検討する。

ウ 災害対策本部運営・初動マニュアルの作成

誰もが手際よく災対本部の対応行動ができるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアル等は必要に応じ見直しを行い、職員の習熟に努める。

(4) 地域の防災中枢機能等の確保、充実

震災後に避難所となる施設や災害応急対策活動等のベースキャンプとなる施設を中心に、平常時から防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育、訓練、防災資機材や物資備蓄等の整備、拡充を推進する。

(5) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう。少なくとも2～3日分の飲料水、食糧、毛布等を備蓄する。

## 第2 平常時の防災組織相互の連絡調整、体制の整備

### 1 情報連絡体制の充実

村及び防災関係機関は、大地震が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から以下のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報交換を迅速に行うための情報連絡窓口の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

村、県及び防災関係機関は、勤務時間外においても相互間の情報収集・連絡体制を確保するため、連絡窓口等体制の明確化に努める。

### 2 自衛隊等関係機関との連絡体制の整備

県、防災関係機関と自衛隊との応援協定や防災訓練の実施等を通じて、平素から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

## 第3 広域応援体制の整備

### 1 応援体制の整備

(1) ボランティアとの連携体制の充実

ア 医療業務、介護業務の資格又は技術を要する専門ボランティアの事前登録並びに活動拠点等の整備を促進する。

イ 災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるため十島村社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

## 2 市町村間相互応援体制の整備

平素から消防相互応援の体制整備を推進するとともに、他市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するように努める。また、県外の市町村とも、あらかじめ大規模災害時に備えた広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

## 第2節 通信・広報体制の整備計画

一般災害対策編 第2部 第2章 第2節「通信・広報体制の整備計画」を準用するものとする。

## 第3節 地震観測体制の整備

【関係機関：鹿児島地方気象台・鹿児島県】

【十島村：総務課】

地震による災害を未然に防止し、あるいは軽減するため、震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。ここでは観測機器の整備等ではなく、地震に関する各種情報の収集のための、整備を推し進めることを記載した方が良いと思われます。下記の情報収集した伝達体制の整備に繋がります。

### 第1 地震観測体制の整備

#### 1 震度情報ネットワークシステムの活用

県・村をネットワークで結び、県下各地に配備した計測震度計を利用し、震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。

#### 2 情報伝達体制の整備

##### (1) 地震観測体制の強化

気象庁、文部科学省が行う地震動の観測体制と消防庁、県が行う計測震度計設置事業による地震動の観測体制との連携を図りつつ、的確な緊急対応ができるよう検討する。

##### (2) 情報伝達体制の整備

被災者への情報伝達手段として、緊急速報メール・Twitter・地上デジタル放送など地域防災無線系の拡充と消防庁の J-ALERT（全国瞬時警報システム）で受信し、防災行政無線で確実に住民への周知を図るとともに、有線系も含めた多様な通信手段で確実に情報伝達ができる体制づくりを図る。



## 第4節 消防体制の整備

【十島村：総務課・住民課・消防団】

一般災害対策編 第2部 第2章 第4節「消防体制の整備」を準用するものとする。

## 第5節 避難体制の整備

一般災害対策編 第2部 第2章 第5節「避難体制の整備」を準用するものとする。

## 第6節 救助・救急体制の整備

一般災害対策編 第2部 第2章 第6節「救助・救急体制の整備」を準用するものとする。

## 第7節 交通確保体制の整備

一般災害対策編 第2部 第2章 第7節「交通確保体制の整備」を準用するものとする。

## 第8節 輸送体制の整備

一般災害対策編 第2部 第2章 第8節「輸送体制の整備」を準用するものとする。

## 第9節 医療体制の整備

一般災害対策編 第2部 第2章 第9節「医療体制の整備」を準用するものとする。

## 第10節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備

【関係機関：鹿児島県】

【十島村：住民課・地域振興課・教育総務課・土木交通課・総務課・消防団】

災害発生直後は、交通途絶等により住民生活に必要な物資が著しく不足することが予想される。そのために必要な食糧、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備を検討する。

## 第1 備蓄物資計画

### 1 備蓄計画(段階的な備蓄の方法)

食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の確保を推進するほか、次の段階的な備蓄を推進する。

- (1) 事業所、住民等による備蓄
- (2) 流通在庫備蓄
- (3) 協定の締結による備蓄、調達
- (4) 応急対策従事者のための備蓄

### 2 事業所、住民等による備蓄

事業所及び住民等は、災害時におけるライフライン施設や食糧等の流通が途絶えることを考慮し、概ね 10 日分に相当する量を目標として備える。また、これを広報紙や村のホームページ等を通じて住民の備蓄に対する役割を周知する。

### 3 流通在庫備蓄

- (1) 住家の被害やライフラインの寸断等により、食糧の入手が不可能な被災者に対して速やかに食糧の供給ができるよう、公的備蓄に努めるとともに、漁業協同組合や民間業者等と食糧供給協定を締結する等の流通在庫備蓄に努める。
- (2) 村内の商店及び小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、食糧及び生活必需品等の確保に努めるとともに、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。  
なお、高齢者、乳幼児等の要配慮者への対応も考慮する。

### 4 備蓄物資の運用

#### (1) 応急対策従事者のための備蓄

避難所での給食、給水活動等が円滑に行えるよう、平常時から避難所等の必要物資の備蓄及び平時から活用方法、無理・無駄のない運用を検討しておく。

#### (2) 物資供給

被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、避難所や在宅の被災者の生活自立状況を勘案の上、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資の供給に努める。また、物資の配給は画一的なものだけでなく、高齢者等の要配慮者へ配慮されたものとする。

## 第2 給水体制の整備

### 1 給水体制

災害時において、被災者 1 人あたりの最低給水量は 1 日 20ℓを目安とし、被災直後は生命維持のため 1 人あたり 1 日 3ℓ以上の飲料水供給を確保できるよう、給水車、ポリ容器、応急給水用資機材等の整備を検討する。

#### (1) 整備項目

ア 学校等のプール施設の活用

- イ ろ過器の配備
- ウ 給水車、ポリ容器の配備
- エ 応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄
- オ 仮設給水所の開設

### 第3 し尿処理対策の事前措置

#### 1 仮設トイレの確保

県地震被害予測調査結果等を踏まえて、必要とされるトイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努める。

#### 2 清掃班の編成

し尿処理作業のために清掃班の編成計画を作成する。清掃班は、村の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

### 第4 住宅の確保対策の事前措置

#### 1 住宅の供給体制の整備

- (1) 村及び県は、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、県営や村営の公共住宅の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。
- (2) 県は災害により住家を失った人に対して、迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ建築協会等との協定に基づき、速やかに、組立式住宅等を確保する体制を整える。
- (3) 応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておく。

### 第5 総合防災力の強化に関する対策

#### 1 消防施設、設備整備計画

##### (1) 整備方針

近年の火災や施設の状況等を考慮して、次の方針で消防施設、設備の整備を図る。

- ア 消防団員の減少等を補うための消防機械の近代化
- イ 中・高層建築物火災や特殊火災に対応できる消防力の整備
- ウ 所要基準に適合した消防水利の整備

##### (2) 整備、点検計画

- ア 消防団員の確保のため、魅力ある消防行政の活性化を図る等の対策を検討し、団員の補充を推進する。
- イ 消防施設については、年次計画により整備、買い替えを行っていくとともに、機械等の近代化、軽量化を図る。
- ウ 「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」等に基づき、増強及び更新を年次計画により整備していく。そのため、消火栓は水道管理設時に随時設置するとともに、耐震性防火水槽の整備を推進する。

- エ 毎年定期的に資器材の点検、整備を行い、不良品の交換や不足品の補充等を行う。
- オ 資器材の不足する場合を予想して、あらかじめ調達方法や調達場所を検討しておく。
- カ 消防防災体制を充実し、機能強化を図る。

## 第6 臨時ヘリポートの選定基準等

災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定、整備に努める。

### 1 臨時ヘリポートの選定

臨時ヘリポートの選定場所は、口之島小中学校、口之島ヘリポート、中之島ヘリポート、中之島椎崎ヘリポート、十島村総合運動公園、諏訪之瀬島飛行場、平島ヘリポート、悪石島ヘリポート、悪石島湯泊温泉公園、小宝島ヘリポート、宝島ヘリポートとする。

### 2 危険防止上の留意事項

- (1) ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。
- (2) 着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。
- (3) 塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。
- (4) ヘリコプターを中心として半径 20m以内は、火気厳禁とする。

### 3 ヘリポートの管理

選定したヘリポートの管理について、平素から当該指定地の管理者と連絡を保ち現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう留意する。

#### (1) 臨時ヘリポートの標示

- ア 村災対本部での広報の一本化を行い、混乱を防ぐ。
- イ 石灰等を用い、接地帯の中央に直径 5 m程度の円を書き、中にHの文字を標示する。
- ウ 旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

### 4 県への報告

新たにヘリポートを選定した場合、本計画に定めるとともに、県に次の事項を報告する。

また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- (1) ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積

- (5) 付近の障害物等の状況
- (6) 離着陸可能な機種

## 第7 災害用装備資器材等の整備

### 1 装備資器材等の整備

応急対策を円滑に実施するため、災害用装備資器材等をあらかじめ整備し、随時点検を行い保管に万全を期する。

### 2 点検、調達計画

#### (1) 点検整備

ア 災害を未然に防ぐため各防災無線局の施設及び各機器の機能について、梅雨期前等に定期保守点検を行う。

イ 長期にわたる停電に際し、自家発電及び充電器の設置を推進する。バッテリーの充電不足のほか予期せぬ停電に備え、非常用発電設備の選定及び増設を検討する。

#### (2) 資器材等の調達

防災関係機関は災害時における必要な資器材等の調達を円滑に行うため、調達先の確認等の措置を講じておく。

## 第3章 住民の防災意識の啓発及び活動の促進

地震災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より住民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。本章では、このような住民の防災活動の促進について、その対策を定める。

### 第1節 防災知識の普及啓発

一般災害対策編 第2部 第3章 第1節「防災知識の普及啓発」を準用し、津波災害対策編第4章 第1節「防災知識の普及啓発」も参照するものとする。

### 第2節 防災訓練の実施

一般災害対策編 第2部 第3章 第2節「防災訓練の実施」を準用し、緊急地震速報対応行動訓練や津波からの避難なども適宜実施するものとする。

### 第3節 自主防災組織の育成

一般災害対策編 第2部 第3章 第3節「自主防災組織の育成」を準用するものとする。

### 第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

一般災害対策編 第2部 第3章 第4節「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」を準用するものとする。

### 第5節 防災ボランティアの育成

一般災害対策編 第2部 第3章 第5節「防災ボランティアの育成」を準用するものとする。

### 第6節 要配慮者の安全確保

一般災害対策編 第2部 第3章 第6節「要配慮者の安全確保」を準用するものとする。

